

第 3 期西東京市地域福祉計画の進捗状況（平成 27 年度）

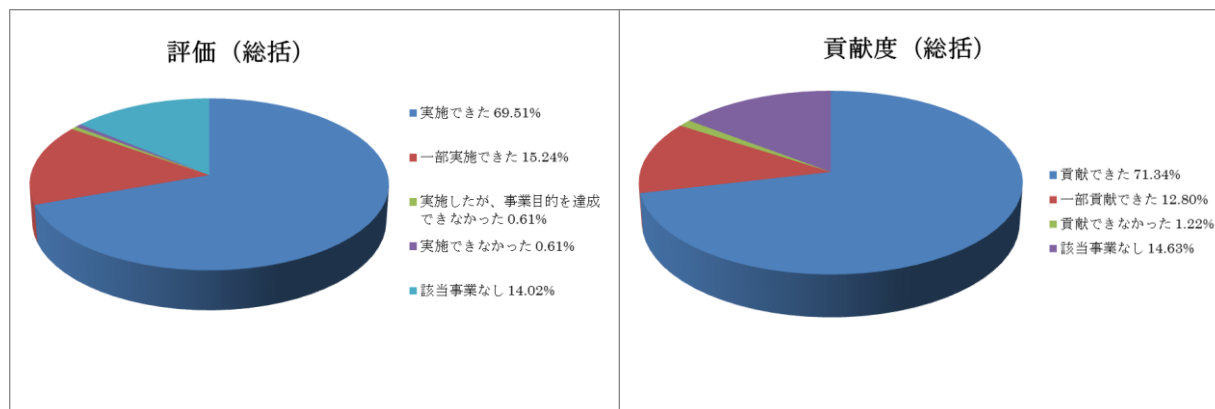
第3期の地域福祉計画では、前期計画までの取り組みをさらに充実・発展させることとし、引き続き「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」を基本理念として、地域福祉の充実に取り組んでいくこととしています。計画のなかで設定した体系に沿って、関係各課において連携しながら、地域福祉の充実のための取り組みを進めてきました。第3期計画の第2年度となる平成27年度の取り組み状況について、各課で評価した結果は下記の通りとなります。

評価については、計画どおりに実施できたかどうかを記し、全 164 の取り組み中、114 の取り組みにあたる 69.51%が「実施できた」となっています。

また、貢献度については、施策の方向レベルでその取り組みが貢献できたかどうかを記し、全 164 の取り組みの中、117 の取り組みにあたる 71.34%が「貢献できた」となっています。

■平成 27 年度の評価と貢献度

評 価		貢 献 度	
実施できた	114	貢献できた	117
一部実施できた	25	一部貢献できた	21
実施したが、事業目的を達成できなかった	1	貢献できなかった	2
実施できなかった	1	該当事業なし	24
該当事業なし	23		

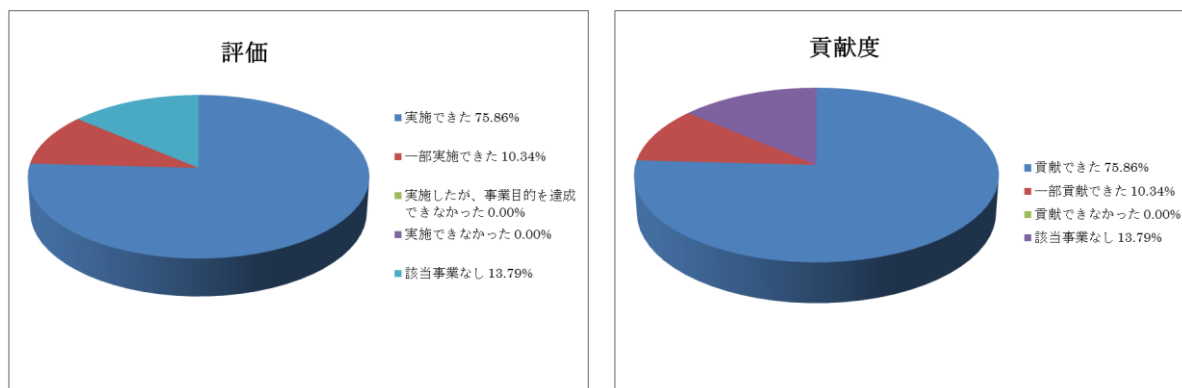


続いて、次ページからは、基本目標ごとに、進捗状況を取りまとめたものを掲載していきます。表の見方は下記の通りとなります。

評価	貢献度	基本目標ごとの評価と貢献度の結果（％）
■実施できた 75.9% ■一部実施できた 10.3% ■実施したが事業目標を達成できなかった 0 ■実施できなかった 0 ■該当事業なし 13.8%	■貢献できた 75.9% ■一部貢献できた 10.3% ■貢献できなかった 0 ■該当事業なし 13.8%	
(1)福祉教育の充実 ①啓発・広報活動の充実 ②心のバリアフリーの推進 ③福祉教育の充実 ④出前講座の活用	各小中学校では総合的な学習の時間等で奉仕体験活動や認知症教室などを行った。また、市報やエフエム放送、市ホームページなど多様な媒体を利用した広報活動を行った。 出前講座についてはメニューの見直しやPRが課題。	成果 課題

基本方針 1 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

基本目標 1 一人ひとりが活躍する地域づくり



(1) 福祉教育・啓発の充実

- ① 福祉教育・学習機会の充実
- ② 啓発・広報活動の充実
- ③ 心のバリアフリーの推進

市報やエフエム放送、市ホームページなど多様な媒体を利用した広報活動を行った。公民館においては、障がいを持つ人と共に学ぶ講座などを行った。障害者に関しては障害者週間等の事業において、特別支援学校による工芸品、野菜の販売を行い、市民に広く来場してもらえるよう、内容の充実を図った。

出前講座では、普及啓発を図り、学習機会の充実につなげていく必要があるほか、学校教育では外部講師の招聘等により人権課題への理解を深め、人権教育の推進を図る必要がある。

(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

- ① 地域活動への参加促進
- ② 地域デビューの支援
- ③ ボランティア活動の参画促進

ほっとネット推進員については全市域からの登録があるなど人材の発掘が進み、自治会・町内会の加入促進の取り組みを行った。また、定年退職後の男性をターゲットにした講座を開催し、市民の地域デビューの支援を行った。

ほっとネット推進員等のさらなる活用に向けたフォロー体制を構築する必要があるほか、ささえあいネットワークや自治会・町内会の認知度の向上が課題。

(3) 専門的な人材の育成

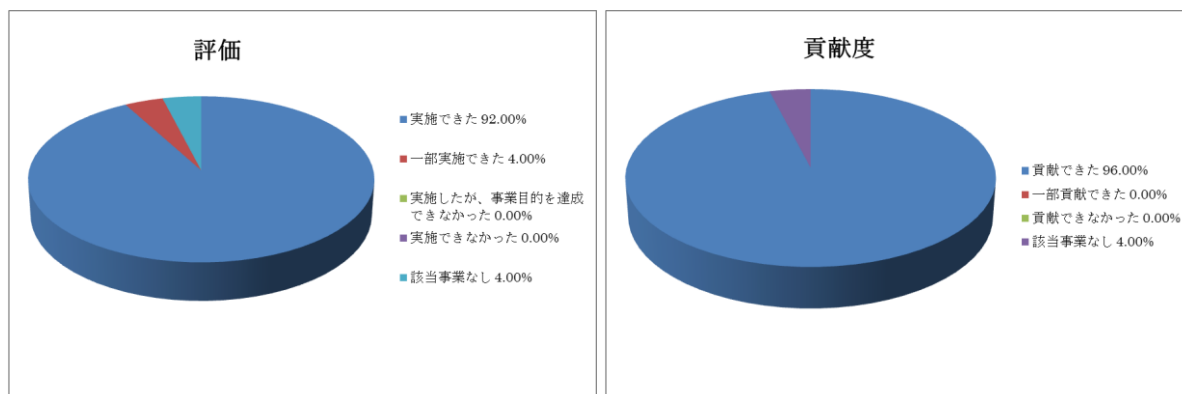
- ① 地元の大学等と連携した福祉人材の確保・育成
- ② 専門的な人材の育成
- ③ 民生委員・児童委員の研修の充実
- ④ 地域福祉コーディネーター事業の充実

大学生の福祉実習生の受け入れや、ボランティア講座、民生委員を対象とした研修や、ほっとネット推進員等の研修を実施した。

また介護職員初任者研修を定期的に行っている。

講師選定や研修の会場確保が困難な場合がある。地域福祉コーディネーターについては、相談件数の増加とともに膨大な量の事務を抱えている。

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり



(1) ボランティア団体・NPO等市民活動団体の活動の促進

- ① 市民協働推進センターによる支援
- ② 地域における支え合い活動の促進

市民協働推進センターではおもにNPO設立や市民の地域デビューを支援するための講座を実施した。また、地域福祉コーディネーターが中心となって、ほっとネット推進員、地域住民、関係機関と連携しながら地域の課題解決を図ることができた。

市民協働推進センターについては、市民活動やNPO法人設立などの相談を継続して実施する必要がある。

(2) 出会いの場、活動の場づくり

- ① 出会いの場・協議の場の確保
- ② 地区会館等の活用
- ③ 空き家等を活用した活動拠点の発掘
- ④ 福祉施設の地域開放

地域福祉コーディネーター事業、ふれあいのまちづくり、市民介護講習会事業、障害者総合支援センターの運営を通じて、地域住民が活動する場を提供するとともに、福祉施設等の地域開放を行うことができた。

指定管理者制度へ移行した障害者総合支援センターの指定管理者に対しセンターの周知や施設の地域開放を進めるよう促していく。

(3) 地域における連携体制づくり

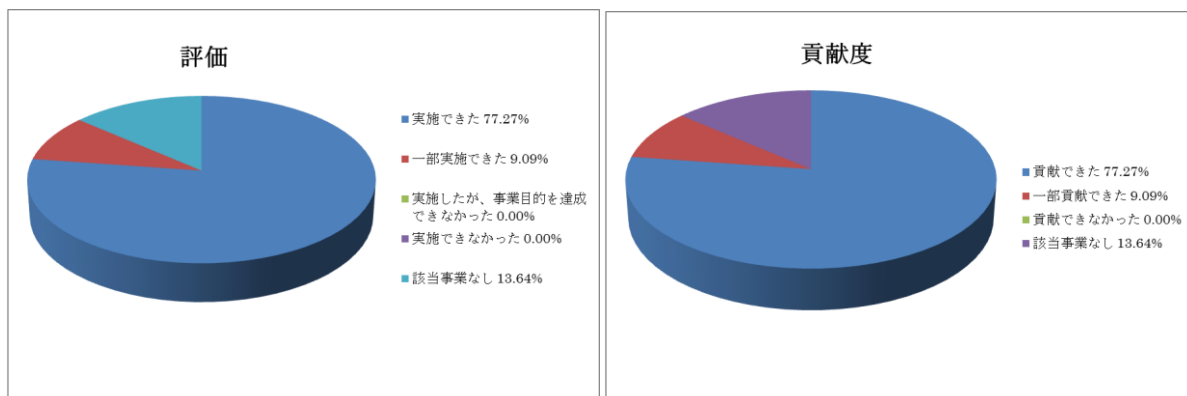
- ① 団体間の連携促進
- ② 地域包括ケアシステムの充実
- ③ 保健・福祉・医療をはじめ多様な分野の連携強化
- ④ ほっとするまちネットワークシステムの推進
- ⑤ 地域コミュニティの推進

保健・医療・福祉・地域コミュニティ等多岐にわたる分野においてさまざまな協議・検討をする場を設け、多様な関係機関や団体との連携を図ることができた。

多岐にわたる関係機関や団体等がそれぞれの役割を認識し、相互に、より効果的で実効性のある連携体制を整備する必要がある。

基本方針2 適切なサービスが安心して利用できるためのしくみを充実します

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり



(1) サービスに結びつけるしくみづくり

- ① 地域における支え合い活動の促進（再掲）
- ② サービスに結びついていない人の把握・支援
- ③ 総合的なサービスを調整する体制の充実

地域福祉コーディネーターのアプローチにより、必要なサービスや支援を受けていない人を適切な窓口や関係機関につなぐことができた。

相談支援の担当者が適宜サービスの調整を実施しており、事業として全庁的なサービス調整機能を担う体制の構築が必要。

(2) 多様な生活課題への対応

- ① 子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止対策の充実
- ② ドメスティックバイオレンス(DV)の防止対策の充実
- ③ 自殺の予防
- ④ 外国籍市民の社会参加の促進
- ⑤ 路上生活者への自立支援
- ⑥ 生活困窮者への支援
- ⑦ 孤立している人への支援

虐待については、高齢者・障害者・子ども・女性等それぞれの分野について、連絡会や支援検討会等を開催し、防止に向けて取り組みを行った。また自殺や孤立の防止については、各課連携のもと、庁内連絡会議を開催した。

市民、関係機関の連携を強化し、相談支援体制の周知を進める必要がある。

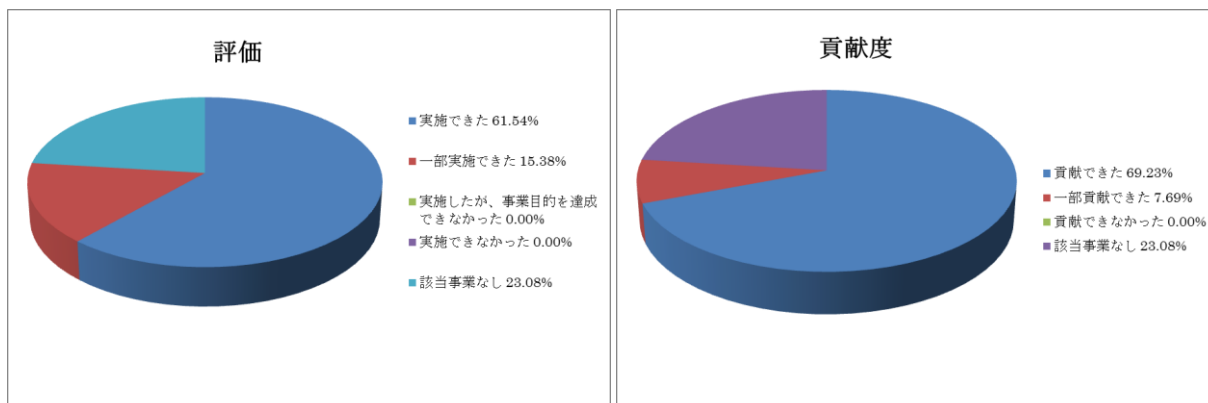
(3) 権利を擁護するしくみづくり

- ① 成年後見制度・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及と活用

権利擁護センターあんしん西東京での相談受付や、後見等審判申し立ての支援を実施した。各事業の訪問件数が増えている。

制度の一層の普及・周知を図り、安定した制度運用を行う必要がある。

基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり



(1) 情報提供の充実

- ①多様な媒体による情報提供
- ②情報取得が困難な方への配慮

ホームページ上で多岐にわたる福祉制度の周知を図ったほか、地域包括支援センターやほっとネットステーション等の情報についても掲載した。また、音声読み上げツールや活字読み上げ装置に対応した音声コードの普及を図った。

情報取得が困難な方に配慮した、取り組みが引き続き必要。必要な情報を容易に検索できる環境を整えるよう努める必要がある。

(2) 相談支援体制の充実

- ①対象者ごとのきめ細かい相談の充実
- ②多様な媒体・手段による相談の充実
- ③身近な地域での相談体制の整備・充実

保健・福祉・子ども・女性など対象者に応じてきめ細かい相談に応じたほか、関係各課と連携会議等を開催し、情報共有を行った。子ども家庭支援センターでは身近な相談窓口であることを周知するため、小学校及び中学生にリーフレットを配布した。

より多くの相談に対応するための体制強化や、相談体制の周知を図る必要がある。

(3) サービスの質の向上

- ①事業者の質の確保と向上
- ②苦情解決システムの充実
- ③多様な福祉サービス提供事業者の育成

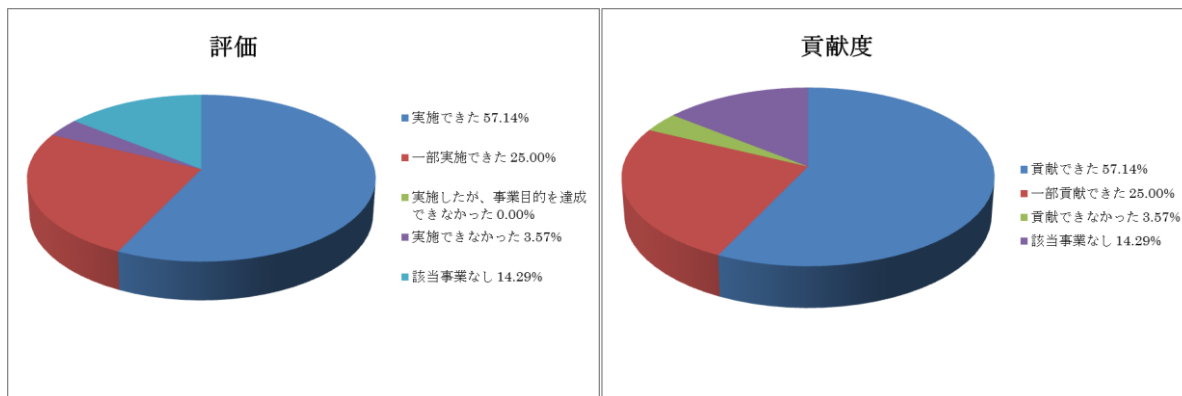
福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、事業者自らが提供する福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを行っている。また、事業者向けの連絡協議会等で情報共有を行っている。

事業者に対する研修会や事業者間の連携については、今後検討を要する。

苦情解決システムについては、認知度が低く、いっそうの周知が必要である。

基本方針3 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり



(1) 防災対策の充実

- ①防災コミュニティづくりの推進
- ②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進
- ③福祉施設等における安全対策

各担当課において防災訓練の実施や防災に関する情報提供を行い、市民の防災意識の向上を図った。危機管理室では避難行動要支援者個別計画を作成した。

コミュニティを基盤とした自助・共助により地域防災力を高める必要がある。また避難支援協力者の確保及び避難行動要支援者を地域で支える仕組みづくりが必要である。

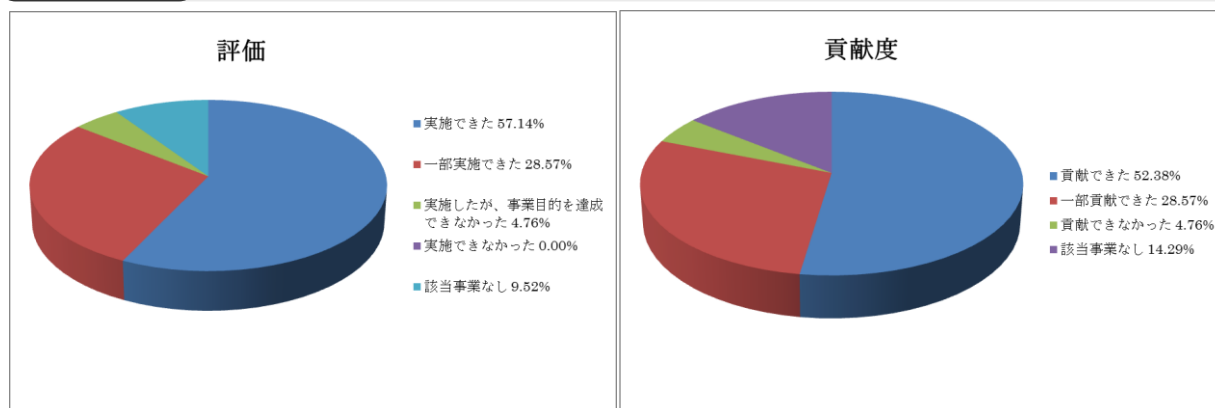
(2) 防犯対策の充実

- ①防犯対策の充実
- ②学校や地域による防犯体制の強化
- ③消費者相談の充実

防犯パトロールや安全安心いーなメールの配信等を行うとともに、不審者情報を学校や保育園、学童クラブ、幼稚園等に配信し、子どもの安全確保に取り組んだ。

相談件数の多い高齢者への対応として、被害の未然・拡大防止、早期発見のため、見守る側向けの啓発に取り組む。

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインの普及・啓発
- ②バリアフリー新法に基づくまちづくりの推進

市ホームページ等を通じ、お出かけ情報地図（バリアフリーマップ）を掲載している。保谷町ローズガーデン等、開発行為に伴う提供公園の開園など人にやさしいまちづくりに取り組んでいる。バリアフリー化されていない市内駅について、整備事業の設計に関する協定を締結した。

お出かけ情報地図（バリアフリーマップ）の情報が古く、バージョンアップする必要がある。駅のバリアフリー化について、具体的な整備内容・方法について協議を進める必要がある。

(2) 移動手段の確保

- ①公共交通空白地域の移動手段の確保
- ②高齢者や障害のある人の外出支援
- ③安全な歩道の整備

一般の交通機関での外出が困難な高齢者等に対し、高齢者等外出支援サービス、ハンディキャブ運行事業などを実施した。

安全な歩道の確保のため、放置自転車対策を徹底して行っている。

はなバスルート見直し後の利用状況の把握に努め、利用者の利便性向上について効率的な事業運営を進める。

(3) 高齢者や障害のある人の就労環境の整備

- ①シルバー人材センターの支援
- ②障害のある人の就労支援の充実
- ③関係機関との連携

高齢者についてはシルバー人材センターと連携し取り組んだほか、障害のある人については障害者就労支援センター一歩において相談に応じている。また、田無庁舎2階の就職情報コーナーとハローワーク三鷹等と連携し、職業紹介や求人検索を行いやすくしている。

引き続き、シルバー人材センターや障害者就労支援センター、ハローワーク等との連携し、就労環境の整備に努める必要がある。